福祉事務所 受付日	月　日

（表面）

施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう）

（　年　月分）　担当員　取扱担当者

生活保護法施術券				
交付番号	有効期間　日から　日まで	施術開始日　年　月　日	1 単給　2 併給	
患者氏名 （　生まれ）（　歳）（男・女）		居住地		
傷病名　1 神経痛　2 リウマチ　3 頸腕症候群　4 五十肩 5 腰痛症　6 頸椎捻挫後遺症　7 その他（　）		はり・きゅう師氏名		

施術報酬請求明細書（はり・きゅう）

施術報酬請求明細書							
○初療年月日　年　月　日	実日数　日	既施術回数　回	転帰	治癒・中止			
① 初検料　1はり　2きゅう　3はりきゅう併用				円	摘要		
② はり・きゅう	施術の種類	1術　回	2術　回				
施術料 通所		円×　回＝	円				
（月16回以降の施術に係る50%逓減）		円×0.5×　回＝	円				
訪問施術料　1		円×　回＝	円				
（月16回以降の施術に係る50%逓減）		円×0.5×　回＝	円				
訪問施術料　2		円×　回＝	円				
（月16回以降の施術に係る50%逓減）		円×0.5×　回＝	円				
訪問施術料　3（3～9人）		円×　回＝	円				
（月16回以降の施術に係る50%逓減）		円×0.5×　回＝	円				
訪問施術料　4（10～19人）		円×　回＝	円				
（月16回以降の施術に係る50%逓減）		円×0.5×　回＝	円				
訪問施術料　5（20人以上）		円×　回＝	円				
（月16回以降の施術に係る50%逓減）		円×0.5×　回＝	円				
③電療料（加算）　1電気針　2電気温灸器　3電気光線器具		円×　回＝	円				
（月16回以降の施術における加算に係る50%逓減）		円×0.5×　回＝	円				
④特別地域（加算）		円×　回＝	円				
⑤ 往療料		円×　回＝	円				
⑥ 施術報告書交付料（前回支給：　年　月分）		円×　回＝	円				
⑦ 明細書発行加算		円×　回＝	円				

施術日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
訪問1 ① 通所 ○　訪問2 ② 往療 ◎　訪問3 ③ 訪問4 ④ 訪問5 ⑤	月																														

○往療又は訪問の理由（1.独歩による公共交通機関を使っての外出困難　2.認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難　3.その他（　））

	請求	※決定
⑧ 合計金額　(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	円	円
※ 集中率90%以上の施設等入居者（80%逓減対象）【該当の場合○】　逓減後の額	円	円
※ ⑨ 社保負担（健・共）　有・無　割	円	円
※ ⑩ 本人支払額　円	円	円
⑪ 差引請求（支払）金額(⑧−⑨−⑩)	円	円

請求書

にかかる上記明細書による施術料を請求します。　年　月　日

堺市　保健福祉総合センター所長

住所

はり・きゅう師　氏名

委任状

上記の金額の受領を　師会（理事）長　または　代理人　に委任します。

（はり・きゅう師名）

氏名　年　月　日

振込先		預金種類	預金	口座番号	口座名義

堺市　保健福祉総合センター所長

印